

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

医療法人 友仁会（彦根市、医療・福祉）

を認定しました（認定段階3での認定となります）。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

- ・常勤職員に占める女性の割合は74%（R6.3末）、多くの女性職員が活躍している。
- ・事業所内保育園を併設し、男女・職種・雇用形態関係なく預けることができるアットホームな保育所で、職員が安心して働ける環境を提供している。

○継続雇用に関する取り組み

- ・男女共に育児休業取得率は2年連続で100%。
- ・長期休職職員も円滑に職場復帰できるよう面談を実施。

○長時間労働是正のための取組

- ・「全職員の残業時間を月平均20時間以内とする」という目標を掲げ、残業の多い部署には個別にヒアリングを行う。現在全部署月平均20時間以内の目標を達成している。

○管理職比率に関する取組

- ・「管理職に占める女性の割合を70%以上にする」という目標を掲げ、人事考課制度の導入・次世代の人材育成に取り組み、徐々に女性管理者も増えている。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・若年層に限らず、40代50代からの常勤への転換も歓迎。
- ・非常勤職員からの希望があれば、常勤職員への登用を推進している。

■■認定企業よりメッセージ■■

令和6年4月より、女性理事長が就任しました。女性が多い職場ですが、男女問わず全職員が働きやすい職場環境を提供できるよう、えるぼし認定を受けました。全職員のワークライフバランスの向上に努め、地域の皆さまに貢献できる法人であるよう努めて参ります。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階（※）あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190